人材養成計画構想・概要

対象業務及び対象分野「(1)大学院修士課程相当 知的財産分野」 人材養成ユニット名「ライフサイエンス分野知財評価員養成制度」 「前田裕子」 代表者名 提案機関名 「東京医科歯科大学 知的財産本部」

計画の目標・概要

1.目標

東京医科歯科大学知的財産本部が大学院生命情報科学教育部の全面的支援を受け て、独創的評価担当技術員を拡充し、他大学の大学院生や一般社会人を評価担当技術員として受け入れて、ライフサイエンス分野の知的財産を評価できる"目利き" を養成するものである。

人材養成開始後3年目の目標:年間10人程度の修士相当の学生を本制度受け 入れ3年間で25人程度を新たな"自利き"人材として輩出する。また年間2 人程度の博士課程相当の人を本制度で教育し、生物学関連のPhDを有する弁理 土を3年間で6人養成する。

人材養成開始5年後の目標:年間10人程度の修士相当の学生を本制度受け入 れ5年間で45人程度を新たな"目利き"人材として輩出する。また年間2人 程度の博士課程相当の人を本制度で教育し、生物学関連のPhDを有する弁理士 を5年間で10人養成する。

2. 内容 東京医科歯科大学知的財産本部では、生命科学領域の各専門分野に精通する、本 学の優秀な大学院生やポスドクを評価担当技術員として雇用し、知的財産業務を知 悉した知財マネージャーや弁理士の集中講義の後、内外の医療・バイオ領域の特許 を精査して専門的評価を加えるOJTシステムを整備し、ライフサイエンス分野の 知的財産を評価する人材養成に努めている。この人材養成制度を拡大し、他大学の 大学院生や一般社会人を評価担当技術員として受け入れて、同様の集中講義とOJ Tにより、ライフサイエンス分野の知的財産を評価できる人材を養成する。

人材養成の必要性

・医歯学を含む生命科学領域は21世紀の基幹産業となると予測され、その知的財産の集積はわが国にとって急務となっている。生命科学領域の知的財産の価値を評価するには、高度な専門知識を有し、特許制度や法規に精通した上で、将来的マーケットニーズを戦略的に考慮する必要がある。また、医療やバイオに関する有力な特許が主として米国で出願されているため、英語で書かれた資料を読みこなすだけの語学力も必要である。残念ながらそのような多様な才能を有した人材はわが国において極度に不足し、わが国の生命科学領域における多くの発明は、その知的財産的価値が正しく 評価されていないのが実情である。

計画進展・成果がもたらす利点

バイオベンチャー等に投資するベンチャーキャピタルなど金融・証券業界でも、バイオ ベンチャーの有する技術や、その優位性を裏付ける知的財産の評価をできる人材が極度 に不足している。また、大学の知的財産本部やTLOでさえ、ライフサイエンス分野で "目利き"のできる人材は不足している。本制度によりこうした分野への人材供給が できるばかりでなく、優れたクレームを書ける弁理士を養成することはわが国人の知 的財産の集積に貢献するものと思われる。また将来的には生命情報科学の学位を有す る専門性の高い特許庁職員なども養成できれば本望である。

人材養成プログラムの運営体制

多様な分野の専門家による複合的人材養成システムの構築



